

2021年12月にOECDから公表された GloBEモデルルールの概説と今後の展望

KPMG税理士法人 パートナー 河崎 元孝
シニアマネジャー 河崎 嘉人

はじめに

デジタル化とグローバリゼーションという大きな変化が100年以上も続いてきた国際課税の枠組みへの挑戦をもたらし、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting/税源浸食と利益移転) の機会を生み出したとされ、OECDとG20諸国が協力して2015年11月にBEPS行動計画に関するパッケージが公表された。また、OECD及びG20諸国はBEPSへの対応について継続的に協力していくことに合意してInclusive Framework (BEPS包摂的枠組み) を創設し、BEPSへの継続的対応に関心を有する多くの国や地域がInclusive Frameworkに参加するに至っている。

そしてOECD/G20 BEPS Projectは、2021年10月8日、135以上の国・地域がいわゆるBEPS2.0のPillar OneとPillar Twoに関する新制度について合意したことを「Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy」と題した文書により公表し、同年12月20日には、BEPS2.0 Pillar TwoにおけるGloBE (Global Anti-Base Erosion) ルールに関するモデルルール (以下、「GloBEモデルルール」という。) を公表した。

BEPS2.0 Pillar Oneとは、IT企業を含む巨大多国籍企業グループが稼得した利益のうち超過利益分の一定割合を市場国に再配分する制度の導入を目指す取組みである。また、BEPS 2.0 Pillar Twoとは、多国籍企業グループの軽課税国への利益移転を抑制し、また、各国における法人税率の過度な引き下げ競争を防止すべく、多国籍企業が経済活動をいずれの国で行おうとも最低限の租税負担を負うように、世界共通の最低法人税率の導入を目指す取組みである。Pillar Twoは、大きく、GloBEルールとSTTR (Subject to Tax Rule) から構成される。さらに前者のGloBEルールは、IIR (Income Inclusion Rule/所得合算ルール) 及びUTPR (Under-Taxed Payments Rule/軽課税支払ルール) から構成される。

本稿においては、GloBEモデルルールと今後の予定についての概説を行い、今後の展望について若干の考察を行う。なお、本稿におけるGloBEモデルルールへの言及は概説であるため、全ての論点を網羅しているものではないことに留意されたい¹。また後述の通り、OECD/G20 BEPS Projectより、GloBEモデルルールの内容を解説するコメンタリー及びGloBEモデルルールに関する税務手続き等を

1 たとえば、投資ファンド、ジョイントベンチャー、国際船舶事業に関する取扱い、過去の年度について修正が生じた場合の取扱い、ETR計算上の分子・分母の調整の詳細といった点などについては、本稿において言及しない。

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

規定するGloBE Implementation Frameworkが2022年に公表する予定となっており、本稿に記載している内容は、コメンタリー及びGloBE Implementation Frameworkの内容な

どを受けて変更されるべき可能性があり得る点、留意をされたい。なお、本稿は1月28日現在公表されている情報に基づいている。

2 GloBEモデルルールの概要と今後の予定

2.1. GloBEモデルルールの概要

原則的には、連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに属する構成事業体について、GloBEルールが適用される²³。これは、連結財務諸表における連結売上高に基づき判断することとなり、原則的には、過去4会計年度のうち2会計年度で連結売上高が7億5,000万ユーロ以上となる場合に適用基準を満たすこととなる。2つのグループが合併した場合や会社分割があった場合には、特別なルールが適用される。

GloBEルールが適用される多国籍企業グループにつき、国・地域ごとにGloBEルールに従って計算される実効税率（以下、「ETR」(Effective Tax Rate)という。）がGloBEルールにおける最低税率である15%を下回る場合

には、当該国・地域に所在する構成事業体についてGloBEルールに基づく課税が生じ得ることとなる。

ETRは、国・地域ごとに、GloBEルールの規定に基づき計算した税額を分子とし、また、同規定により計算した所得を分母として算出され、その概要は次の通りである。なお、事業体が多国籍企業グループに加入する場合、事業体が多国籍企業グループから離脱する場合、一定の組織再編の場合におけるETR計算の方法、及び、いわゆるパススルー事業体、ハイブリッド事業体、リバース・ハイブリッド事業体、ジョイントベンチャーなどについてのETR計算の方法についてもGloBEモデルルールにおいて別途定められている⁴⁵。

2 構成事業体とは、資産、負債、支出及びキャッシュフローが当該グループの最終親会社の連結財務諸表に含まれている事業体、及び、規模、重要性又は売却目的であるという理由のみで当該最終親会社の連結財務諸表から除外されている事業体をいい、恒久的施設を含む。

3 政府機関、国際機関（政府間組織）、非営利団体、年金基金、最終親会社である投資ファンドなどはGloBEルールの対象外と取扱われる。

4 組織再編が「GloBE組織再編」に該当する場合、GloBEルール上、原則的には、簿価繰延の効果が生じることとなる（譲渡する事業体において生じた損益は除外され、また、取得する事業体においては譲渡する事業体における簿価で引き継ぐ）。「GloBE組織再編」とは、合併、会社分割、清算その他類似の取引による資産・負債の譲渡のうち、①譲渡対価の全部又は大部分が取得者である構成事業体の発行する株式など一定のものであること、②譲渡者である構成事業体において当該資産の譲渡損益の全部又は一部が課税されないこと、③取得者である構成事業体の所在する国・地域の税法上、取得者である構成事業体が、譲渡者である構成事業体が有していた当該資産の税務簿価を用いて自身の税務簿価とすること、といった要件の全てを充足する再編をいう。なお、上述の原則に対し、GloBE組織再編からNon-qualifying Gain or Loss（譲渡者の所在地国の税法上において生じる譲渡損益と会計上生じる譲渡損益のいずれか小さい金額）が生じる場合には、例外的な取扱いが生じることとされているが、本稿における言及は省略する。

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

ETR計算上の分子となる税額の計算

- その国・地域に所在する各構成事業体の損益計算書上の法人税等の額（Current tax expense）を基礎とし、ポートフォリオ投資以外の投資に係る配当に課される税額のうち一定のもの、不確実な税務ポジションに係る税額、CFCルールの対象となっている場合の税額（ただし受動的所得に係る税額については一定の制限が設けられている）、構成事業体間の配当に係る税額などといった様々な項目の調整を行い、さらに一時差異に係る調整として、後述の繰延税金調整総額（Total Deferred Tax Adjustment Amount）を調整して、調整対象税額（Adjusted Covered Tax）が算出される。
- 前述の繰延税金調整総額は、損益計算書上の繰延税金費用（Deferred tax expense）を基礎に様々な調整を行って計算されることとなる。当該調整には、繰延税金費用が15%超の税率で計算されている場合における15%の税率に基づく繰延税金費用の再計算、GloBE所得の計算から除外された項目に係る繰延税金費用の除外、評価性引当金などへの調整、一定の繰延税金負債が5年以内に解消されなかった場合の調整（この調整に対する例外として、5年以内に解消されない繰延税金負債に係る繰延税

金費用を最初から除外することの選択も可能）など、様々な調整が必要とされる。また、その国・地域が後述の純GloBE損失のポジションである場合には、納税者の選択により、上述の繰延税金調整総額の算定に代え、当該純GloBE損失に15%を乗じて繰延税金資産（GloBE Loss Deferred Tax Asset）を計算することが認められる（GloBE Loss Election）。GloBE Loss Electionの制度趣旨は、事務負担の軽減や、主に低税率の国・地域に所在する構成事業体につき、繰越欠損金を使用する年度（繰延税金資産を取り崩して繰延税金費用を計上する年度）のGloBEルール計算において、繰越欠損金の効果を適切に反映させるという点などから説明され得るように想定される。

- その国・地域に所在する各構成事業体に係る調整対象税額の合計額が、その国・地域のETR計算上の分子となる。

ETR計算上の分母となる所得の計算

- その国・地域に所在する各構成事業体の会計上の純損益（原則として、最終親会社の連結財務諸表を構成する純利益で、連結消去に係る調整前の金額）の合計額を基礎とし、法人税等及び繰延税金費用などの一定の税金費用、ポートフォリオ投資以外の投

5 GloBEモデルルールにおいて、税務上いわゆるパススルーとされる事業体などについては、次の表の通り定義がなされている。その上で、構成事業体間の配賦として、Tax Transparent Entityに該当する構成事業体の純損益及び税額を原則的に出資者に配賦すること、Reverse Hybrid Entityに該当する構成事業体の純損益を当該Reverse Hybrid Entityに配賦することが定められている、また、Hybrid Entityに該当する構成事業体については、当該Hybrid Entityを保有する構成事業体の財務諸表に計上されている税額のうち当該Hybrid Entityの所得に係る部分の金額（ただし受動的所得に係る税額については一定の制限が設けられている）を当該Hybrid Entityに配賦することが定められている。

	Flow-through Entity		Hybrid Entity
	Tax Transparent Entity	Reverse Hybrid Entity	
居住地国	構成員課税	構成員課税	法人課税
出資国	構成員課税	法人課税	構成員課税

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

資に係る配当のうち一定のもの、持分法により生じる損益、未払年金費用などといった様々な項目の調整を行うことでGloBE所得（正の金額である場合）又はGloBE損失（負の金額である場合）が算出される。

- その国・地域に所在する各構成事業体に係るGloBE所得・GloBE損失の合計額を純GloBE所得（正の金額である場合）又は純GloBE損失（負の金額である場合）といい、当該合計額がその国・地域のETR計算上の分母となる。

その国・地域のETRが15%未満となる場合、15%とETRの差分をトップアップ税率という。そして、その国・地域における純GloBE所得から一定のカーブアウト額を控除した後の残額（以下、「超過利益」という。）にトップアップ税率を乗じて算出した金額から、その国・地域に国内トップアップ税制度（GloBEモデルルールに相当すると認められるものとして一定のもの）が導入されている場合において当該制度による課税額があるときの当該課税額を控除した残額が、トップアップ課税の対象となる金額（以下、「トップアップ税額」という。）となる⁶。なお、トップアップ税額は、その国・地域に所在する全構成事業体のGloBE所得の合計額に占める各構成事業体のGloBE所得の割合に従い、その構成事業体に配賦される。

上述のカーブアウト額は、その国・地域で活動を行う従業員等の給与等及びその国・地域に所在する有形固定資産の帳簿価額に対してそれぞれ適用される一定の料率を乗じて計算した金額の合計とされており、給与等に係る料率は10%から始まり、最初の5年間は毎年0.2ポイントずつ減少して9%となり、その後は毎年0.8ポイントずつ減少して10年後に5%となる。

一方、有形固定資産に係る料率は8%から始まり、5年間で毎年0.2ポイントずつ減少して7%になり、その後5年間で毎年0.4ポイントずつ減少して10年後には5%となる。なお、このカーブアウトの制度趣旨は、その国・地域における実体のある活動から得られるルーティン・リターンはBEPSの温床となりづらいつつと想定されることといった説明がなされており、また、カーブアウトの計算要素に給与と有形資産の2点を使用する趣旨は、労働集約的な産業や資産集約的な産業など、幅広い産業について中立的に機能する点に見いだされると説明されている⁷。

上述の基本的なメカニズムについて、計算ロジックを算式で示すと次の通りとなる。

1. $ETR = \text{調整対象税額} \div \text{純GloBE所得}$
(カーブアウト額は考慮しない)
2. $\text{トップアップ税率} = 15\% - ETR$
3. $\text{超過利益} = \text{純GloBE所得} - \text{カーブアウト額}$
4. $\text{トップアップ税額} = \text{超過利益} \times \text{トップアップ税率} - \text{国内トップアップ課税額}$
5. $\text{構成事業体に帰属するトップアップ税額} = \text{トップアップ税額} \times (\text{その構成事業体に帰属するGloBE所得} \div \text{その国・地域に所在する各構成事業体のGloBE所得の合計額})$

※上記1から4の計算は、国・地域ごとに行う。

このように算定されるトップアップ税額については、原則的にはIIRを通じて課税が生じることとなる。IIRの適用にあたってはトップダウンアプローチが採用され、資本関係の連鎖の中で最も上位にある親会社（最終親会社）が優先的に納税義務者となる。従って、一義的には、多国籍企業グループの最終親会社が構成事業体

6 なお、トップアップ税額の算定にあたっては、過去の年度について修正が生じた場合の調整なども考慮する必要があるが、本稿における言及は省略する。

7 OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, *Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar Two Blueprint* (2020)

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

のトップアップ税額のうち当該最終親会社の持分に相当する金額についてその居住地で課税されることとなり、仮に最終親会社の所在地国においてIIRが導入されておらずIIRの対象とならない場合には、IIRの課税権は、IIRを導入している中間親会社の国・地域に移ることとなる⁸。ただし、中間親会社が多国籍企業グループ外に重要な少数株主（当該中間親会社の20%超の株式を有する株主）を有しているときには、トップダウンアプローチの例外としてスプリットオーナーシップルールが適用され、（上述の最終親会社のレベルではなく）当該中間親会社（Partially-Owned Parent Entity）のレベルでIIRによる課税が生じることとなる⁹。スプリットオーナーシップルールの制度趣旨は、重要な少数株主を有する中間親会社が保有する構成事業体に帰属するGloBE所得について、主要な最終親会社の持分に相当する金額についてのみIIRによる課税の対象とする場合には当該重要な少数株主の持分に相当する金額の課税漏れが生じるため、当該中間親会社のレベルにおいて課税を生じさせることで、最終親会社に不合理な税負担を課すことなく当該課税漏れを防止するという点にあると考えられる¹⁰。

最終親会社が保有する構成事業体の株式の全てを直接又は間接に保有する親会社（最終親会社・中間親会社）が所在する国・地域のいずれにおいてもIIRが導入されておらずIIRによる課税が生じない場合には、補完的にUTPRを通じた課税が生じることとなる^{11 12}。UTPRに基づ

く課税額の合計額（以下、「UTPRトップアップ税総額」という。）は、各構成事業体に帰属するトップアップ税額から当該各構成事業体に係るIIR課税額を控除した残額の合計額となる。UTPRトップアップ税総額に係る課税権は、UTPRが適用される全ての国・地域に所在する構成事業体の従業員数の合計のうち占めるその国・地域の構成事業体の従業員数の合計の割合の50%と、UTPRが適用される全ての国・地域に所在する構成事業体の有形資産の帳簿価額の合計のうち占めるその国・地域の構成事業体の有形資産の帳簿価額の割合の50%を合計した割合に基づいて、各国・地域に配分されることとなる。各国・地域に配分された課税額につき、その国・地域内の構成事業体に対してどのように課税するかは、各国・地域の税務当局に委ねられることとされており、費用の損算入を認めないことその他同等の調整によることとされている。なお、UTPRが適用される国・地域に配分されたUTPRに基づくトップアップ税額がその国・地域において直ちに課税されない場合には、後の会計年度で課税が生じるように繰り越されることとなる。この場合において、過年度において配分されたUTPRに基づくトップアップ税額が課税されるまでそれ以降の会計年度における配分割合はゼロとなり、UTPRによる課税を迅速に行うための各国・地域の税務当局に対するインセンティブが制度設計されている。

GloBEルールについては少額免除基準によ

8 トップアップ税額のうち親会社の持分に相当する金額は、トップアップ税額に、その構成事業体のGloBE所得に占めるその親会社に帰属する部分の金額の割合を乗じて計算される。

9 たとえば、最終親会社が中間親会社の75%の持分を保有し、中間親会社が低税率の構成事業体の100%の持分を保有している場合、中間親会社がIIRを適用していれば、Split ownership ruleに基づき、IIRの課税権は中間親会社の国・地域に移ることとなる。

10 OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project・前掲注（7）

11 ただし、その多国籍企業グループが初めてGloBEルールの適用を受けることとなってから5年間において、構成事業体の所在地国が6か国を超えないなど一定の要件を充足するときには、UTPRの適用はないこととされている。

12 たとえば、最終親会社が構成事業体の95%の持分を直接保有し、その多国籍企業グループに属さない第三者が当該構成事業体の5%の持分を直接保有する場合において、最終親会社の所在地国でIIR課税が生じるときには、当該第三者の所在地国におけるIIRの導入状況にかかわらず、UTPR課税は生じない。

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

る除外規定が手当てされており、以下の要件をともに満たす場合、その国・地域に所在する構成事業体のトップアップ税額は、当該会計年度においてゼロとみなされる。

- (a) その国・地域における、その年度、前年度及び前々年度の平均GloBE収益が10百万ユーロ未満であること。
- (b) その国・地域における、その年度、前年度及び前々年度の平均GloBE所得が1百万ユーロ未満であるか、または損失であること。

GloBEルールに関する税務手続きは、GloBE情報申告書の提出を通じて行われることとされている。GloBE情報申告書は、原則的には、その国・地域に所在する構成事業体またはその構成事業体の代理である指定現地事業体 (Designated Local Entity) のいずれかが提出する必要がある。ただし、その報告会計年度において、最終親会社または指定申告事業体 (Designated Filing Entity) が、年次GloBE情報申告書の自動交換規定を定める適格な権限のある当局間の合意 (Qualifying Competent Authority Agreement) を締結している国・地域に所在する場合は、上記に代わり、その最終親会社または指定申告事業体が申告書を提出することができることとされている。

GloBE情報申告書は、会計年度の期末から15か月以内 (経過措置年度においては18か月以内) に提出しなければならないが、今後公表されるGloBE Implementation Frameworkに従って策定される標準テンプレートを用いて提出されることとなる。GloBE情報申告書に記載する内容は、以下の項目を含むとされている。

- 構成事業体の基礎情報 (納税者番号や所在する国・地域など)
- 多国籍企業グループの全体の企業ストラクチャー
- 国・地域のETR、構成事業体およびJVグループの構成員のトップアップ税を算出するために必要な情報
- IIRに基づくトップアップ税およびUTPRに基づくトップアップ税の配賦額
- GloBEルールの規定に従って行われた選択 (Election) の記録¹³
- GloBE実施フレームワークにおいて合意されたその他の情報

今後公表されるGloBE Implementation Frameworkにおいて、GloBEルール対応に係る事務負担を軽減することを目的としたセーフハーバー (宥恕規定) が策定されることが予定されている。従って、セーフハーバーの適用要件はGloBEモデルルールにおいて定められていないが、GloBEモデルルールにおいて、セーフハーバーは多国籍企業が国・地域ごとに適用を選択するものであり、セーフハーバーが適用される場合には、その年度におけるトップアップ税額はゼロとみなされる点が定められている。また、多国籍企業がセーフハーバーの適用を選択した場合であっても、GloBE情報申告書の提出から36か月以内に税務当局から当該適用に関して情報の提供を求められる可能性があり、6か月以内に十分な情報の提供がないときにはセーフハーバーは適用されない点も同様にGloBEモデルルールにおいて定められている。

13 ここにいう選択には、少額免除基準による除外規定の選択、ETR計算上のRecaptureルールに関する例外規定の選択、ETR計算上の株式報酬費用や時価評価・減損に係る評価損益の認識時期などに関する選択、GloBE Loss Electionなどがあると想定される。

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

2.2. 今後の予定

2021年12月20日にOECDから公表されたプレスリリース「OECD releases Pillar Two model rules for domestic implementation

of 15% global minimum tax」及び前述のOECDより2021年10月8日に発表された文書に基づけば、今後の予定は次の通りである。

今後の予定	
2022年初頭 ¹⁴	GloBEモデルルールに関するコメントリーのリリース（米国GILTI制度との関係についての言及を含む）
2022年2月-	GloBE Implementation Frameworkに関するパブリックコンサルテーションの実施
2022年3月-	STTRに関するパブリックコンサルテーションの実施
2022年中旬-	STTRに関する租税条約モデル条項，コメントリー，及び多国間条約の策定
2022年末-	GloBE Implementation Frameworkの最終化
2023年-	Pillar Two（UTPRを除く）の施行
2024年-	UTPRの施行

3. 今後の展望

BEPS 2.0 Pillar Twoは、最終親会社が各子会社の情報を収集し、その上で申告納税を行うという性質上、税額への影響と同様に、実務的な税務コンプライアンス対応の負担がかねてから重要な関心事となっていた。GloBEモデルルール公表後、企業側の税務コンプライアンス対応に係る負担への懸念はさらに大きくなっているというのが著者の実務的な肌感覚であり、特にETR計算における調整対象税額及びGloBE所得の算定の複雑性への懸念は顕著であると感じる。同時に、それに呼応するように、GloBEモデルルールにおいて内容は十分に明らかになっていないセーフハーバーについての期待も高まっていると感じる。

この点、2022年1月6日に、OECDに対する民間経済界の諮問機関であるBIAC（Business at OECD）からOECDに対して

GloBEモデルルールに関するレターが提出されており、当該レターにおいても実務対応に関する複雑性やセーフハーバーへの期待に関する言及がなされている。また、同レターにおいては、Covered Taxの計算過程における繰延税金費用の取込み時の15%への引き直し計算への批判、及び、国・地域において純GloBE所得が生じない場合においてもトップアップ税額が生じ得るよう制度設計されていることへの批判も示されている¹⁵。そして、”we respectfully ask you to consider amending the specific provisions otherwise we do not believe that the Model Rules can work to achieve the overall policy goals that you have articulated”と、GloBEモデルルールの修正をリクエストしている。

また、GloBEモデルルールにおいては、こ

14 米国においては、GILTIルールにおける実効税率を約15%とし、また、国・地域ごとのブレンディングとする等の改正案が公表されている。

特集 2021年12月にOECDから公表されたGloBEモデルルールの概説と今後の展望

れまで公に議論をされてこなかったと理解している国内トップアップ税制度に関する取扱いも規定されている。前述の通り、GloBEルールと統合的な国内トップアップ税制度を整備している場合には当該国内トップアップ税制度に基づく課税額はトップアップ税額計算上において控除されるために基本的にはGloBEルールによる課税は生じないと考えられ、政治的にセンシティブである税収の発生地を変更するものとなる。そのため、各国においては、IIR課税に基づく税収を最終親会社等の所在地国で発生させず、自国の税収とするために国内トップアップ税制度を導入するインセンティブがあると想定される¹⁶¹⁷。

ただし、GloBEモデルルールにおいては、セーフハーバーの適用を選択した場合や国内トップアップ税制度によりGloBEルールによる課税が生じない場合であってもGloBE情報申告書の提出は必要になるように制度設計され

ており、またセーフハーバーについては税務当局からの問い合わせに対して適切に対応できなければ不適用とされる。そのため、セーフハーバーの適用を選択した場合や国内トップアップ税制度によりGloBEルールによる課税が生じない場合においても、GloBEモデルルールに基づけば、依然として相当の事務負担は生じるものと想定される。

従って、企業においては、今後リリースされるコメンタリーやGloBE Implementation Frameworkに注目をしながら、GloBEモデルルールに基づき、税額への影響の試算及び実務的な税務コンプライアンス対応への検討（グローバル税務ガバナンス体制を整備した上での海外子会社の税務ポジションの理解や、GloBEルール上の各種選択の必要性についての検討などを含む）を進めることが極めて肝要であると考えられる。

15 GloBEモデルルールのExecutive Summaryにおいては、“The Global Anti-Base Erosion (GloBE) Rules provide for a co-ordinated system of taxation intended to ensure large multinational enterprise (MNE) groups pay a minimum level of tax on the income arising in each of the jurisdictions where they operate. It does so by imposing a top-up tax on profits arising in a jurisdiction whenever the effective tax rate, determined on a jurisdictional basis, is below the minimum rate.”とある一方（下線部は著者による）、GloBEモデルルールのArticle 4.1.5.においては純GloBE所得が存在せずとも一定の場合にはトップアップ税額が生じると定められている点への批判。ただしこの点は、たとえば、ある国での欠損の構成要素の一つに税制優遇の効果ある場合において、Article 4.1.5.が存在しなければ、欠損が生じる年度ではGloBEルールに基づく課税が生じず、かつ、当該欠損に係る繰延税金資産を取り崩す年度においては当該取り崩し額だけETRの分子が増加することとなり同じくGloBEルールに基づく課税が生じないという状況（即ち、GloBEルール上、当該税制優遇を課税対象としない状況）を許容する結果となるため、Article 4.1.5.は必要という説明も理論的にはあり得ると考える。

16 たとえば、2021年12月22日に欧州委員会が公表したGloBEモデルルールに相当する欧州指令案や、2022年1月11日に英国政府が公表したGloBEモデルルールの実施に関する計画案において、国内トップアップ税制度が含まれている。

17 Oxford University Centre for Business Taxation (Michael Devereux, John Vella, and Heydon Wardell-Burrows), *Pillar 2: Rule Order, Incentives, and Tax Competition* (2022)